



未来志向型の取引慣行に向けた 重点 5 課題に関する取組の進捗状況

令和 2 年 8 月
中小企業庁

1. 改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について

- コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化重点5課題を一層推進。
- 下請Gメンや下請かけこみ寺等を通じたきめ細やかな実態把握を行うと共に、ガイドライン等ルールの整備・定着、下請法等に基づく厳正な指導に取り組んでいく。

→下請Gメンや知財Gメンの体制整備（令和2年度予算額：31.2億円の内数）や、下請かけこみ寺の整備、広報等（令和2年度予算額：9.8億円）の予算も活用しながら対応中。令和3年度も必要な予算要求を実施。

重点5課題	喫緊の主な課題	進捗
知的財産・ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財Gメンによる実態把握 ● 契約のひな形、ガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 8月に知財Gメンを増員（1名）するとともに、知財の活用等の実態把握を引き続き実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者から、BCPを背景に当社しかできない技術的機密事項を求めてくることもある。内製化される懸念がある（産業機械） ● 10月を目途に「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」策定。有識者による検討会を7月に設置。これまでに計3回の会合を開催し、課題と方針を検討。
働き方改革に伴うしわ寄せ防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 理に合わない負担を強いているケースへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● Gメン等により取引実態を把握。7月にも関係各省庁に対し、事例の周知、業界等への指導を要請。 <ul style="list-style-type: none"> ・大企業の時間外労働規制に伴い、仕様書の提供が遅くなり結果的に短納期発注になっている。短納期化による特急料金は払われない。当社では納期に間に合わせるために残業で対応している（自動車）
型取引の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令の適用や行政指導を通じた産業界による取組の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> ● Gメン等により取引実態を把握。7月にも関係各省庁に対し、事例の周知、業界等への指導を要請。 <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者には自社の資産を増やしたくないという購買の方針があり、一括払いをお願いしても24回分割払いのみである。（自動車） ● 8月27日に型取引適正化推進協議会を開催し、各業界団体からの進捗の中間報告。 ● 10月以降、サプライチェーン毎の取組や成果が分かるよう、大規模調査を実施。12月の協議会で評価し、自主行動計画のフォローアップ等につなげる。
支払条件の改善 価格決定方法の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ● 下請け代金法などに照らしてひどい事例への取り締まり 	<ul style="list-style-type: none"> ● Gメン等により取引実態を把握。7月にも関係各省庁に対し、事例の周知、業界等への指導を要請。 <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者から、ファクリングのサイトを120日から160日に変更したいという要請があった。（電機・情報通信機器） ● 7月に、約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会を設置。9月に中間取りまとめ予定。

これらの取組や、今後テレワークや受発注事務の電子化の広がりによる影響等を含めた**取引条件に関する大規模調査の結果**等を踏まえ、**下請取引に関する指針となる振興基準等改定の検討**につなげていく。

2. 知的財産取引検討会

- **令和2年7月に有識者を交えた検討会を設置。**問題事例の確認・整理や今後の対応策について議論。
(座長：寺岡 寛 中京大学経営学部教授)
- これまでに**3回開催**し、共同開発の成果が全て大企業側に帰属する等の問題が存在することが明らかとなり、知財の扱いに慣れていない中小企業でも秘密保持契約が結べるように環境を整えることの重要性が提起された。
- こうした意見を踏まえ、**ガイドライン及び契約書ひな形の整備**を行う。引き続き検討会での議論を進め、**パブリックコメントを経て10月に公表**。さらに、**下請振興法に基づく「振興基準」の改定**につなげる。
- ガイドラインの定着等に向けては、**外部専門人材の不足への対応**や、**中小企業における知財の重要性の認識向上**に向けた施策についても10月以降議論を進め、**年度内にとりまとめる予定**。
- また、**公取委と共同のパンフレットを作成**するなど、**下請代金法とも一体的に産業界への働きかけ**を行い、**知財取引に係るルールの定着**を図る。

中小企業の知的財産に関する取引実態

- **公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」**(令和元年6月)
(報告事例) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等
- **下請Gメン(取引調査員)によるヒアリング**(2017年1月から2020年3月まで、12,168件)

1. 契約締結前

コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>

2. 工場見学・工場監査

親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>

3. 試作品開発

大手メーカー向けに、試作品を製作(特許技術)。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せろ」といわれた。<半導体>

4. 取引開始後

・過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学>
・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>

知的財産取引検討会 概要

構成員

学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関

● オブザーバー

中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局、産技局

論点

- (1)適正な契約締結
⇒ガイドライン・契約のひな形
- (2)外部専門人材の不足
- (3)中小企業における知財重要性の認識

スケジュール

- 第1回 現状と課題の整理(7月22日)
- 第2回 中小企業へのヒアリング(7月31日)
- 第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(8月20日)
- 第4回 中間とりまとめ(9月)
- 第5回以降 普及支援策の検討(10月以降)

3. 約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

- 令和2年7月より、有識者を交えた検討会を設置し、更なる支払条件改善に向けた議論を開始。
(座長:神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授)
- 8月までに計2回開催。手形払いの現金化や、約束手形に関する論点（手形サイトの長さ、割引料の負担）について議論。
- 9月に中間とりまとめを行い、手形通達の改正も視野に入れた一定の結論を得る。
- 10月以降、IT化・新しい決済手段に関して議論を進め、2月を目途にとりまとめる予定。

現状（自主行動計画フォローアップ調査）

①手形払いの現金化：現金支払いの割合が徐々に増加

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	49%	53%	57%
受注側	26%	28%	30%

②手形サイトの短縮：改善は道半ば

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発注側	14%	13%	18%
受注側	10%	12%	14%

③手形割引料（金利分）の代金上乘せ：若干改善も不十分

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度
受注側	19%	23%

検討会での手形払いの現金化に関する議論

<手形払いの現金化>

- 支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向。主な理由は以下の通り。
支払側：「手形の購入代金・印紙代」
受取側：「繰延せず現金で支払って欲しい（支払サイトが長い）」
※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができないとの意見も。

<手形サイト>

- 手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のままで良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。
- 割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 概要

構成員

- 委員
学識者、弁護士、大企業・中小企業
- オブザーバー
中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業
公正取引委員会、金融庁、経産省商サG

論点

- (1) 約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2) 手形サイトの長さ
- (3) 手形の割引料の負担
- (4) IT化・新しい決済手段の利便性とコスト

スケジュール

- 第1回 現状と課題(7月31日)
- 第2回 約束手形に関する論点について検討(8月19日)
- 第3回 中間とりまとめ(9月) →中政審小委でも議論予定
- 第4～6回 IT化・新しい決済手段に関する検討(10月～12月)
- 第7回 とりまとめ(2月)

4. 型取引の適正化に向けた取組

- 8月27日に「型取引の適正化推進協議会」を開催し、昨年決定した型取引ルールへの産業界の行動計画及び取組の進捗の中間報告を受けたところ。
- 今後、業界毎だけでなく事業者毎の取組や成果も明らかとするための大規模調査を実施。
- 特に浸透度合いの低い事業者・サプライチェーンを中心に型の在庫目録などのインベントリの整備を要請。
- 12月頃に次回の協議会を開催し、上記調査結果や産業界の取組の成果を確認し、自主行動計画のフォローアップにつなげる。

<改善割合の推移 [道半ばの状況] >

回答率は35% (昨年34%)
(今年度:対象6019社、回答2086社)

設問	発注/受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度
型管理の適正化 (注) 型の返却・廃棄の促進 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	39%	39%	50%
	受注	23%	15%	18%
型管理の適正化 (注) 型の保管費用の発注側負担 (※「概ねできた」と答えた企業の割合)	発注	32%	40%	44%
	受注	17%	13%	14%

(注) 電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

<型取引に関する具体的事例>

【凡例】○: よい事例、▲: 問題のある事例、()内は親事業者の業種/聴取時期

- 金型は全て親事業者からの貸与品であり、当社で倉庫を借りて保管している。1年前から親事業者2社が保管料を支払ってくれるようになった。保管料は保管する倉庫の面積や重さに応じ、2社合計で月々百万単位となっており大変助かっている。国からの後押しがあったものと推察され、感謝している。(電線・自動車/8月)
- 月額20万円で倉庫を借用して金型を保管していたが、直近1年の間で親事業者による廃棄の取組が進んだことにより、2年前と比較して保管金型が30%程減少した。自社内施設での保管へ切り替え、借用中の倉庫は返却する予定。(産業機械/7月)
- ▲ かなりの数の金型があり、自社スペースの大部分に加え、一部は他の工場にも保管している。製造物への責任で長期に渡って対応できるように保管するよう言われているが、保管料はもらえない。保管料の交渉をしたが却下された。(自動車/7月)
- ▲ 親事業者から、使用していない金型の保管について保管承諾書(当社が作成したような内容契約)に押印するように書類が送られてくる。「保管費用に関しては要求しない」という内容である。(電機・情報通信機器/5月)

5. 下請Gメンヒアリング等を通じた具体的事例

- 下請Gメンヒアリング等において、型取引の保管料が支払われるようになった、手形支払いが手形から現金になったなどの**好事例が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがってきている。**
- また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響把握も実施（8月19日までに6,056件）。親事業者が発注の継続により下請事業者の売上を確保するなどの好事例が見られる一方、「価格引下要請」「発注キャンセル」「納期延期」「短納期発注」など、問題となり得る取引事例も把握。
- 6月に引き続き、7月末にも、業所管省庁担当部局に対し、問題事例や優良事例を共有し、**業界団体のイベント等で改善への働きかけや指導を依頼。**
- 下請代金法違反事案に対しては、**公取委とともに改善指導や措置請求／勧告を実施。**また、**悪質な事例を整理・周知**することで発注側事業者の**危機意識を向上させ、問題事例の未然防止**を図る。
- また、**優良な取引事例**を取りまとめ、**個社ベースで発信**することを通じ、**取引適正化に取り組む事業者のレピュテーションを向上させ、自発的な改善を促す。**

① 下請ヒアリング等で把握した事例

【凡例】○:よい事例、▲:問題のある事例、()内は親事業者の業種/聴取時期

知財・ノウハウの保護

- ▲ 当社が親事業者に提供した製品のデータがその親事業者の海外にあるグループ企業に許可なく転用され、安価な競合品の製造に使用された。一部については当社から働きかけて止めることができたが、現在も無許可のまま転用が続いている。契約内容を厳しくしたいが、当社から強く求め過ぎると取引停止の可能性が高いので言えない。（産業機械/8月）
- ▲ 当社が納品している製品を事前のアナウンスもなく、親事業者が内製を開始してしまった。（産業機械/7月）

働き方改革に伴うしわ寄せ防止

- ▲ 親事業者の業務改善・業務の効率化を理由に、親事業者が行っていた業務を当社で行うための設備投資(100万円以上)を要請された。（自動車/8月）
- ▲ 親事業者の時間外勤務の短縮によって打ち合わせが先延ばしされたために発注が遅れ、短納期発注になる場合がある。（自動車/7月）

型取引の適正化

- 金型は全て親事業者からの貸与品であり、当社で倉庫を借りて保管している。1年前から親事業者2社が保管料を支払ってくれるようになった。保管料は保管する倉庫の面積や重さに応じ、2社合計で月々百万単位となっており大変助かっている。国からの後押しがあったものと推察され、感謝している。(電線・自動車/8月)
- 業界団体等による指導がなされているおかげか、1年以上動いていない金型を9月までにリストアップするよう依頼があった。廃棄または保管料が支払われる方向であり、助かっている。(工作機械/8月)
- ▲ 親事業者と金型の保管料について協議していたが、当社敷地内に保管している(貸し倉庫を利用していない)という理由で支払われないこととなった。(自動車/7月)
- ▲ 20年以上前から型を保管しており、現在は月額30万円の倉庫を借りて保管している。4年程前に棚卸表を提示して廃棄を依頼したが拒否され、現在までに進展がない状況。廃棄するか、保管料を支払って欲しい。(農業機械/7月)

支払条件の改善

- 手形支払い(90日)が今年の4月から翌月末現金払いになった。(産業機械/8月)
- ▲ 親事業者とそのグループ会社複数社との取引がある。3年前から現在までにそのうち1社だけがサイト120日のファクタリングから現金払いに変わった。しかし、親事業者のグループ内でも企業によって考え方は異なっており、その1社以外は変わらず、当社の売上全体を見ると現金化はあまり進んでいない。(電機・情報通信機器/7月)

価格決定方法の適正化

- 発注数量が落ちる時は、数量を加味し値上げした単価で再見積もりしている。殆どの場合、もめる事なく、了解して貰えている。(産業機械/6月)
- ▲ 原材料以外のコスト上昇分を価格に転嫁できないうえ、量産部品から補給品に変わっても単価は据え置きである。以前より変わりはない。(自動車/7月)

新型コロナウイルスの影響に伴うその他の事例

- 親事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響により発注数量が減った分の値上げを行ってくれた。(自動車/7月)
- 親事業者は当社の売上減少を少しでも食い止めようと、従来取引のなかった新しい製品を発注するなどの配慮をしている。(工作機械/6月)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し当社の資金繰りが厳しくなったが、親事業者に相談したところ、支払いを早めてもらえた。(建設機械/7月)
- コロナ禍による当社の資金繰りを懸念して、支払方法をファクタリングから全額現金払いに変更してくれた。非常に助かっている。(半導体製造装置/7月)
- 親事業者は、当社に対する新型コロナウイルス感染症対策全般の指導や、有償支給原材料費の支払を1か月先延ばしにして運転資金の援助をしている。(自動車/7月)
- 下請事業者の金融支援のためとして、24回分割払い中の金型代金が3月末時点の未払い残高に応じて一括支払いされた。(自動車/7月)
- ▲ 親事業者から運賃を10%程度下げてほしいと要請があった。同業他社が運賃を下げてでも仕事を取りにきていることもあり、やむなく応じた。(運送/8月)
- ▲ エンドユーザーからの受注がキャンセルになったため納品数量を減らしてほしいという要請があった。当然コストは増加するが、価格は据え置きで当社は受け入れるしかない。(自動車/6月)
- ▲ 親事業者担当者のテレワークに伴い発注通常よりもが遅れており、短納期発注が増えている。(電機・情報通信機器/6月)
- ▲ ほぼ全ての取引先から納期延期の要望があり、いつ引き取ってくれるのか分からない。保管費用、材料費の前払いなどの費用負担が発生するが、対応してくれる取引先はない。(航空宇宙/7月)
- ▲ エンドユーザーがリモート勤務になったために最終納品場所が確定しない等の理由で、ティア1に対する納期が延びている案件が発生している。同様に新規案件の商談も滞っている。(産業機械/7月)

【各省庁への依頼事項】

- ◆ 今後も、下請Gメンヒアリングや下請かけこみ寺相談情報を共有させていただく。共有する情報は、業界や事業者へのヒアリング、働きかけや指導に活用いただきたい。なお、下請法に違反する行為を把握した場合には、中企庁・公取委に報告願いたい。

②問題事例等に対する業所管省庁の対応状況

業界団体の会合等における働きかけ

- 金属業界団体の所属企業の役員等に対し、担当課長等から配慮通達を用いた働きかけを実施。（金属/ 6月）
- 電子情報技術産業協会の部会において、担当課長から取引適正化に向けた働きかけを実施。（電機・情報通信機器/ 6月）
- 日本自動車工業会部品部会において、担当者から問題事例を紹介し、注意喚起を実施。（自動車/ 7月）
- 日本動画協会理事会の場で担当課長から取引適正化に向けた働きかけを実施。業界団体から会員企業に対し、問題事例の共有。（アニメーション制作/ 7月）
- 日本印刷産業連合会運営委員会・専務理事会の場で担当課長から取引適正化に向けた働きかけを実施。業界団体から会員企業に対し、問題事例の共有。（印刷/ 7月）
- 日本繊維産業連盟常任委員会の場で、担当局長から取引適正化に向けた働きかけを実施。（繊維/ 7月）
- 電子情報技術産業協会の部会において、担当者から取引適正化に向けた働きかけを再度実施。（電機・情報通信機器/ 7月）
- 金属業界団体の所属企業の役員等に対し、担当課長等から、優良事例の共有や業界の自主行動計画を用い働きかけを実施。（金属/ 8月）
- 日本オンラインゲーム協会およびコンピュータエンターテイメント協会の理事会の場で、担当者から取引適正化に向けた働きかけを実施。（ゲーム/ 8月～9月予定）
- 荷主や元受事業者が集まる場や講演等の機会を活用し、問題事例の共有やコロナ禍においても下請事業者との価格交渉に応じるよう働きかけを実施。（運送：順次実施）

②問題事例等に対する業所管省庁の対応状況

文書等による働きかけ

- 日本放送協会、日本民間放送連盟、衛星放送協会等、放送業7団体に向け、下請事業者への一層の配慮を要請。(放送/6月)
- 日本化粧品工業連合会に対し、下請事業者に対する配慮がなされるよう、会員企業への働きかけを依頼。(化粧品/6月)
- 日本フィットネス産業協会に対し、全会員企業等への配慮要請の周知を改めて依頼。(サービス業/7月)
- 日本ホテル協会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会に対して、メールで事案の周知を実施。(旅館業/7月)
- 建設業団体に対し、下請取引等の適正化の徹底について所属企業への周知を依頼。(建設/7月)
- 日本自動車工業会、日本自動車部品工業会に対して、問題事例や優良事例について紹介し、注意喚起を実施。(自動車/8月)
- 繊維業界団体に対し、問題事例や優良事例を共有し、所属企業への周知を依頼。(繊維/8月)
- 金属業界団体に対し、事例や配慮通達、下請Gメン等チラシを共有し、所属企業への周知を依頼。(金属/8月)
- 産業機械業団体9団体に対し、配慮通達や下請取引Q&Aも活用し、働きかけを実施。(産業機械/8月)

個別事業者への働きかけ

- 個別事業者に対し、問題となる取引実態がないかを確認し、取引適正化の遵守について働きかけを実施。
 - 事実関係の調査を行った結果、問題となる事案が確認されたため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う配慮通達や振興基準の遵守について担当者から口頭で指導・働きかけを実施。
 - 事実関係の調査を行った結果、問題となる事案は確認されなかった。
 - 営業所の特定ができず、事実関係の調査を行うことはできなかったが、問題事例を共有し、同様の事案が発生しないように社内での共有を依頼した。
 - 事実関係の調査を行った結果、すでに下請事業者に対する説明がなされていることが確認された。

6. 中小企業庁による下請法に係る指導事例①

中小企業庁において、下請法違反のおそれがあるとして、事業者に対して実施した最近の主な指導事例は以下のとおり。

(1) 鉄鋼業者に対する指導事例

： 価格決定方法の適正化関係

下請事業者との取引において、平成4年9月に定められた単価で令和元年10月に納品しているが、原材料費等の大幅な上昇等経済情勢の変化があったにもかかわらず、単価見直しを行っていない。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるため、令和2年1月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は定期的の下請事業者との価格の改定について十分な協議を行うなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

(2) 生産用機械器具製造業者に対する指導事例

： 価格決定方法の適正化関係

下請事業者との取引において、下請事業者に対して「見積依頼書」が交付され、見積金額の回答を得ているが、同依頼書に前回実績価格を記載した上で「上記は前回実績価格です。同価格でお願いします。」と追記されており、同金額で価格が決定されていた。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるため、令和元年5月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は下請代金額の決定に際して、下請事業者と十分な協議を行うなど、発注金額決定方法について改善を行った。

(3) 機械等修理業者に対する指導事例

： 価格決定方法の適正化関係

下請事業者に対する発注については、「受注単価について」に基づき下請代金の額を決定しているが、当該「受注単価について」を策定する過程で同社との協議が行われた形跡が見られない。

このような行為は、下請法が禁止する買いたたきに該当するおそれがあるため、令和元年10月に改善指導を行った。

指導を踏まえ、親事業者は、発注金額について下請事業者と十分に協議し、その経緯や理由を明確にするなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

6. 中小企業庁による下請法に係る指導事例②

(4)輸送用機械器具製造業者に対する指導事例 : 型取引の適正化関係

下請事業者との取引において、製造委託した製品の金型について、当該金型の使用が見込めないにも関わらず、無償で保管させており、同社の説明によると「使用が見込めない金型の廃棄処分等を進めるなかで漏れが生じてしまった。」とのことである。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがあるため、令和元年12月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は使用する見込みのない金型については、廃棄するなど改善を行った。

(5)電気機械器具製造業者に対する指導事例 : 型取引の適正化関係

下請事業者との取引において、委託した成果物を製造させるため親事業者が所有する金型を下請事業者に貸与しているが、当該成果物の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該金型の保管に係る負担額及びその算出根拠を明確にせず、当該成果物の発注を長期間行っていなかった。

このような行為は、下請法が禁止する不当な経済上の利益提供要請に該当するおそれがある令和2年3月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は金型の必要性を考慮し、金型の廃棄や保管費用負担の条件等について下請事業者と十分な協議を行った上で決定するなど改善を行う予定。

(6)電気機械器具製造業者に対する指導事例 : 働き方改革への対応関係

下請事業者との取引において、注文書に記載している納期を「最短」を記載して発注しているが、短納期発注を行う場合に下請事業者が発生する費用増を考慮せず通常支払われる対価より低い対価により下請代金の額を定めている。

このような行為は、下請法が禁止する買ったたきに該当するおそれがあるため、令和元年10月に改善指導を実施した。

指導を踏まえ、親事業者は短納期発注など個別の発注内容の違いを考慮し、下請事業者と十分な協議を行った上で単価を決定するなど、発注金額の決定方法について改善を行った。

【参考 1 - 1】前回資料(令和2年6月開催)改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について

- 既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。
- 「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等」の遵守徹底、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。
- コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。

新たな重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
<p>知的財産・ノウハウの保護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 ● 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。 ● 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。 <p><下請Gメンによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷) ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施（7月以降） ● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を7月に設置。 ①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定 ②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用)※令和3年度予算要求に反映 ③知財Gメンの体制強化の検討（知財弁護士の登用等）について、9月頃に公表。
<p>働き方改革に伴うしわ寄せ防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車) ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

【参考 1 - 2】前回資料(令和2年6月開催)改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について

既存の重点課題

重点5課題

現状・課題

今後の取組方針

型取引の適正化

- 昨年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を本年1月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。
- 不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらえず、100型を無償保管中である。(自動車)
- ・親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械)

型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。

- 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(8月目途)
- 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。(9月目途)
- これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。

支払条件の改善

- 下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。
- 手形サイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。
- 約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。(電機・情報通信機器)
- ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。(自動車)

- ①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方(ファクタリング・電子記録債権等を含む)等について、事業者・金融機関等を交え議論を開始。(7月目途)
- 中小企業への新型コロナ感染症の影響を踏まえ、手形通達の再改正を検討
- 産業界への働きかけの強化(振興基準、自主行動計画等の再検討)(11月頃方向提示)

- 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。
- 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

価格決定方法の適正化

- 本年2月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車)
- ・量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないので困っている。(電機・情報通信機器)

- 本年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言(パートナーシップ構築宣言)を通じ、更なる取引適正化を推進。

- 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。
- 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)